

査読論文

IFRS 適用企業の会計モデル ～原価と価値のハイブリッド構造と会計方針の関係～

藤田 敬司*

要旨

“原価 (cost) か価値 (value) か” は近代会計史の中心課題であったが (G・O・May 『経験の蒸留』), いまもそうである。

国際財務報告基準 IFRS13 (公正価値測定) は非金融資産 (販売・生産目的の事業用資産) も適用対象とするが, 財務報告に IFRS を採用する日本企業119社 (2017年3月期末現在) は, 準金融資産である投資用不動産に価値モデルを使う一社を除けば, すべて原価モデルを適用している。非金融資産の個別会計基準では原価モデルが原則法であり, 信頼性の高い公正価値測定は容易ではないからであろう。だが固定資産の減損テストで使う回収可能額には, 市場取引を想定した交換価値と企業経営者が見積もる使用価値を併用する。

市場価格の変動が激しい金融商品については, 7割の企業がIFRS9を早期適用し, 公正価値モデル FVTPL よりもその他包括利益 (OCI) を使える FVTOCI を選択している。また一定の要件を満たす債権には原価モデル (償却原価法) を選択している。FVTOCI を選択するのは, 市場価値の変動によって発生する未実現損益を企業業績とはみなさず当期純利益に執着するからであり, OCI は IFRS 採用を容易にする誘因の一つになっている。

会計モデルの現状は単純な混合測定モデルではない, 非金融資産・準金融資産・金融商品別に原価モデルと価値モデルを使い分けるハイブリッド構造である。

他方, 2018年1月以降開始事業年度から強制適用される IFRS9の予想信用損失モデル (ECL) は, 売掛金や貸付金に係る貸倒引当金の設定に当たっては, すでに発生したデフォルト事象に頼るのではなく, 顧客信用力の審査と事業環境変化の予測がベースとなる。また IFRS9は OCI から純利益へのリサイクルを禁止するから OCI から利益剰余金への振替える企業が7割に達している。

キーワード

公正価値測定基準 IFRS13, 金融商品会計基準 IFRS9, 原価モデル, 価値モデル, 使用価値, 交換価値

* 執筆者: 藤田敬司
所属/職位: 立命館大学社会システム研究所/客員研究員
機関住所: 〒525-8577 滋賀県草津市野路東1-1-1
E-mail: tafuji@gst.ritsumei.ac.jp

目次

はじめに

第1章 事業用資産に係る原価モデルと価値モデル

第2章 新金融商品会計基準 IFRS9が事業会社に与えるインパクト

第3章 M&A によって取得する無形資産とのれんの価値測定

補論Ⅰ US・GAAP にみる原価モデルから価値モデルへの変化

補論Ⅱ 事業用資産の使用価値と交換価値

補論Ⅲ 減価償却と減損会計を巡る原価・価値論争

おわりに：総括と感想

はじめに

IFRS 採用国は、いまや欧州・米州はじめ、アジア・中東・アフリカにも広がり、わが国の IFRS 任意適用企業数は、2017年3月期末では119社、これに適用決定公表企業を加えると2017年11月末現在では158社に達している。業種的には電気・医薬品・商社・サービス業などの事業会社が大多数で、金融機関や電力会社は皆無である（金融庁 HP）¹。

IFRS（IAS を含む）を選択する主な理由は、「企業業績と財務内容の国際的比較可能性の向上」であるが、企業及び利害関係者が最も懸念するのは、公正価値測定の曖昧さと裁量性、利益操作の可能性、景気変動の増幅などである。米国の FASB が公正価値（Fair Value, FV）の測定基準 SFAS157を公表したのは2006年、IASB が FV 測定基準 IFRS13を公表したのは2008年であったが、住宅ローンの証券化、QSPE を使うオフバランス化とともに FV 測定基準は金融危機を深めた一因として批判された（Kothari, S. R. & Lester, R. (2012) 等）。2005年から IFRS を強制適用開始した EU 諸国には法制度との軋轢を訴える声があり²、内外会計学会にも IFRS の公正価値会計に対する拭い難い不信感がある³。

では歴史的な原価主義会計に永らく馴染んできた事業会社（米国基準からの転換会社は電機・商社など12社に過ぎない）が、上記のように批判される FV 測定に躊躇することなく IFRS 採用に踏み切る理由は何であろうか。この疑問を解明するのが本稿執筆の直接的動機であった。結果として原価モデルと価値モデルの関係、使用価値と交換価値の関係、収益費用アプローチによる利益と資産負債アプローチによる利益との対立または融合が明らかになり、今後の課題も浮上した。

IFRS を適用する日本企業はすべて事業会社であるから、まず棚卸商品、有形固定資産、無形資産等に係る個別基準を調べ、各社の会計方針を調べる⁴。

以下第1章では、本稿のメインテーマである非金融資産の会計に関する現状を分析する。それを補足する補論Ⅰでは米国近代会計史を辿る過程で原価モデルの欠陥をカバーするための価値モデルが登場したことを確認、補論Ⅱでは公正価値測定における使用価値と交換価値の補完関係を考察、補論Ⅲでは原価モデルとしての減価償却と価値モデルとしての減損会計を比較し、

わが国会計学会における2つの意見を比較検討する。第2章では金融商品会計基準IFRS9が許容する2つの価値モデルと1つの原価モデルがなぜどのように選択されるか、第3章ではM&Aによって取得する無形資産とのれんの価値測定について、それぞれ検討する。

第1章 事業用資産に係る原価モデルと価値モデル

本章の目的と概要：当論考は事業会社が保有するすべての資産を対象とするが、本章はその中核であり、最重要事業資産への原価モデルまたは価値モデルの適用状況を分析する。

公正価値測定基準IFRS13は生産・販売用の非金融資産にも適用されるが、棚卸商品、有形固定資産、無形資産に係る個別基準の評価原則はあくまでも伝統的な原価モデルであり、価値モデルは会計処理法の選択肢の一つに過ぎない。しかも有形固定資産（Property, Plant, Equipment）基準IAS16によれば、価値モデルは信頼性あるFV測定が可能となきのみ選択可能である。原価モデルは会社法・税法等との軋轢や業績への影響も少ない⁵。

第2に、取得原価会計には原価の期間配分の理念が強く、価値変動（とくに簿価以下への価値下落）に対してタイムリーに対応しない欠陥がある。その欠陥を補うのが、棚卸資産にあつては低価法（LOCOM）による正味実現可能価額等（部分的に公正価値測定を含む）である。また固定資産では減価償却や臨時償却であり減損会計による簿価修正である。ただIFRSと日本基準の間には直接公正価値を測定するルールにかなり大きな差異がある。

第3に、わが国の企業会計審議会やASBJが設定した新会計基準はすでに相当程度まで国際的基準に収斂し、取得原価の欠陥を補う形で使われる価値変動会計（正味実現可能価額への簿価引下げや減損会計など）が実務に馴染みつつありIFRSを採用するほうが資産内容の健全化に資す可能性が高い。

以上を、経営者判断と市場参加者判断を併用する企業の立場からみると、収益費用中心観（取得原価と実現基準による利益観）vs. 資産負債中心観（資産負債の公正価値測定による純資産増加利益説）という会計概念の対立はいまや現実の意義を失い、プラグマティックに使い分けられている。すなわち、事業会社にあつては、資産負債評価における（歴史的）原価モデルと（公正）価値モデルは合理的な相補関係にある。なお本章では事業資産に適用される原価モデルと価値モデルは次の意味に使う。

○原価モデルは、製造時または購入時の取得原価、その後は、棚卸商品については正味実現可能価額（NRV）と簿価を比較し、固定資産については減価償却または減損会計を適用する。低価法も償却法も取得原価のもつ欠陥を補う原価モデルの一部である。

○価値モデルは、公正価値測定を本命とし金融商品会計ではFVTPLやFVTOCI、固定資産については再評価モデル、減損会計で使う回収可能額（使用価値または売却可能額（FV - 費用）のうち高い方）も含める。IFRS13によるFVは市場参加者によって評価される交換価値であ

るが、ここで言う固定資産の減損処理には経営者が見積もる使用価値もそれに劣らず重要である点に注目する。

以下の1～3項では、最も典型的な事業資産である棚卸商品と有形固定資産について、4項以下では、投資不動産と自己創設無形資産についても簡単に触れる。

1. IAS2による棚卸商品の評価基準

1) 製品は販売目的で、原料・中間財は使用目的で短期間保有される資産である。IAS2によれば、「取得原価 (cost) または正味実現可能価額 (net realizable value, “NRV”) のいずれか低いほうで測定する」(para9)。ただし、NRVは「市場における販売可能価額－販売費用」であり、企業自身が推定するものであるから定義上公正価値ではない (para7)。

日本では従来から「棚卸によって原価配分する資産」と定義され、取得原価法が評価の原則であった。低価法は選択肢に過ぎず、強制低価法が別途設けられていた。ところが、わが国の棚卸資産基準(2006)では、当初認識時は取得原価、期末には原価またはNRVのいずれか低い方で評価する、低価法はもはや選択肢ではなく、価値評価は必須である。

いずれも、販売時に損失が発生しないよう、資産が含み損を抱えないように対処する保守主義会計である。取得原価法の欠陥を補うために使われるのがNRVであるから、価値モデルというよりも原価モデルである。原価よりもNRVが低いときは簿価をNRVまで引き下げ、その差額は費用処理する。

なお、IFRS5の売却目的固定資産は棚卸商品だが、簿価または「公正価値(FV)－販売費用」のいずれか低いほうで測定する(15)。生物資産IAS41から得られる収穫物も棚卸資産に近いが「販売時のFV－販売費用」で測定する(12)。いずれもFVを使う点では原価モデルではなく価値モデルに分類される。

2) ①農林産物・鉱物資源や製品。②ブローカー・トレーダーが扱うコモディティの2つはIAS2の適用対象外となっている。①は、米国穀物業界で慣習化しているCrop accountingによれば、先渡し契約によって収益は確保されているから生産段階から収穫時の先物価格で測定する。②ブローカー・トレーダーはコモディティを金融商品のように扱い、販売によってではなく日々の価格変動によって得られるマージンを稼ぐ。なお、日本基準ではコモディティも棚卸商品であるが、先物契約によって取引することが多いから、IFRS9では先物契約は金融商品的一种でありFV測定の対象となっている(para24)。

3) 仕入れに係る割引料・リベートなどは商品価格から控除する。割引料は日本では利息とみて営業外収益(販売割引料は営業外費用)とするが、US・GAAPでもIFRSでも資産の取得費用の控除項目として仕入れ価格から控除する。

4) コストへの振替には、先入先出法(FIFO)または加重平均法を使う。個別法は個性の強い商品に使うものであって交換可能な商品には不適切である。後入先出法(LIFO)が想定す

るモノの流れは不自然である。よって IAS2はともに禁止する。インフレーション時に LIFO を使えば課税所得を圧縮できるが、仕入れ価格の低い簿価が残り時価から乖離する。IFRS が LIFO を禁止するのは、想定するモノの流れの不自然であり、簿価は時価から遊離するからであろう。ちなみにわが国の棚卸会計基準も LIFO を禁止した。

5) 棚卸商品の原価振替には、商品グループ毎や事業部門ベース毎ではなく、原則として最もきめの細かい方法 (item by item 比較法) を使う。コストと対比する対象は、市場価格や時価ではなく NRV である。NRV を算出するには、近い将来における原価と売価の見積りから、販売費用の見積りに至るまで、収益費用の変動を“推定”しなければならない。陳腐化または販売価格が下落した在庫品についても簿価を NRV まで引き下げる (write-down)。

6) IAS2は NRV を選択肢ではなく強制適用し、NRV 適用によって発生した簿価減少額は費用または損失として認識する。その理由は、単純には簿価の時価からの遊離を嫌う一方、洗替法を採用する IAS2は、NRV 回復期には認識済み評価減を戻し入れる (reversal)。

なお、日本基準では、洗替法は減損の戻し入れを嫌うのと同じ論理 (価値評価はあくまでも取得原価主義の枠内で行う) で採用を見送っている。

以上のレビューから、IAS2による資産評価は、① NRV を使う原価モデルであり、②きめの細かい経済的価値評価による簿価引下げと見直しによる戻し入れを採用している。③総合すると、保守主義会計と透明性の高い開示が両立するよう腐心している。

2. IAS16による有形固定資産 (Property, Plant & Equipment, 以下 PPE) の評価基準

1) IAS16では原価モデルまたは価値モデル (再評価モデル) を選択する。原価モデルでは、その欠陥を補うために減価償却や減損会計を適用する。また、再評価モデルでは、再評価額とは FV から減価償却・減損の累積額を控除した差額であるから価値モデルであり、信頼性ある FV 測定が可能なときに限って適用できる (para31)⁶。

再評価時に発生する再評価差額は、当期損益ではなく OCI (その他包括利益) 処理する。

2) 取得価額の構成要素に解体・撤去・原状回復費用を含む。

原発や有害物資使用工場等、長期性有形固定資産については、将来の解体・撤去・原状回復の義務を履行する費用を見積り、取得原価の一部として資産化し減価償却する。有形固定資産取得時に、将来発生する資産除去債務を負債として認識し、その支出予想額を減価償却の過程を通じて回収する会計基準 (SFAS143, IAS16及び日本の資産除去債務基準) は子孫に残す環境を保全するうえで重要な基準である。

3) 上記2) 項の解体・撤去・原状回復費用は将来発生する負債である。引当金・偶発債務・偶発資産基準 IAS37に照らせば、負債概念は広く、①契約等によって法的に弁済が強制される現在の義務 (Present legal obligation) のみではなく、②一般慣行や企業がすでに公表した方針に沿って利害関係者に対して負う道義的義務 (Future commitment, Constructive

obligation) を含む (概念フレームワーク para4.15, 偶発債務等基準 IAS37-10)⁷.

また、義務を果たすために経営資源が社外に流失するかどうかの可能性については **probable** (確率50%以上と考える) かどうかで判断する。ただ米国の SFAS5 という **probable** とはニュアンスが異なる⁸。

4) 固定資産の「再評価モデル」は、先述のように **FV** 測定が可能な場合にのみ適用できる。すなわち経常的に強制適用されるわけではなく、通常は原価モデルで良いとしても、特定の資産価格が上昇したとき、一般物価水準が継続的に上昇するインフレーション時、減価償却不足が発生し累計額が再調達価額に達せず、架空利益に基づく法人税と配当の支払が株主資本を蚕食し、資本維持を危うくするようなときは、再評価モデルへの転換や副次的適用を検討する。なお、再評価モデル適用によって資産簿価を切り上げたときの差額はその他包括利益 (OCI) で処理する。ただし前期認識済み損失を当期上昇によって戻し入れ (**reverse**) するときは当期利益。再評価の結果、簿価を切り下げた差額は当期損失処理、前期 OCI 処理した **Credit** 残高までの戻し入れは OCI 処理するなど、きめの細かい処理を求めている。なお、認識中止時の利得 (**gains**) は収益認識せず直接当期利益とする (68)。

5) 有形固定資産の減価償却方法には、建物本体とエレベーター、船舶・航空機本体とエンジンのように、本体よりも耐用年数が短い部分を区分償却するコンポーネント法がある。減価償却の方法・残存価値・耐用年数は年一回見直し、変更するときは IAS8 に従う。

コンポーネント法は大型物件の実際の減価パターンに合う合理的方法である。日本には複数の資産をグループとして扱う総合償却はあるが、コンポーネント法はない。

なお、償却固定資産の耐用年数も残存価値も将来に向けた予測・指定によって決まる。すなわち減価するパターンや残存価値を「推定する」(**estimate**) 行為は IFRS 独特のものではなく、原価主義会計でも行なわれている。詳しくは補論Ⅲで検討する。

3. 上記検討結果からみた IFRS の公正価値会計

FV 反対論者が指摘するような公正価値測定の欠陥は事業資産には妥当しない。販売用資産には簿価が価値を上回る事態を防ぐ低価法適用に市場価値が使われるに過ぎず、有形固定資産にあっては、減損テストにおいて簿価との比較対照に使用価値が使われるに過ぎない。しかも信頼性を以て **FV** 測定できるときに限られる。この点は、目下検討が進んでいる事業モデル (キャッシュフローを生むパターンは直接的か間接的か) の精緻化によってさらに明確になる可能性がある。なお、事業資産の評価モデルは図表 1-1 のように整理できる。

図表 1-1 棚卸商品と有形固定資産の価値評価モデル

事業用資産 主要会計基準	棚卸商品 IAS2	有形固定資産（PPE など） IAS16
基準の対象外とされる資産	農林産物・鉱物資源や製品、ブローカー・トレーディング用コモディティ。	投資用資産 IAS40、鉱物資源（地下資源掘削装置は有形資産、掘削権は無形資産）IFRS6、無形資産 IAS38、生物資産 IAS41の固定資産部分。
原価モデル	販売による認識中止まで常に取得原価または NRV いずれか低いほうで評価する。	取得原価から減価償却のほか資産除去債務会計を適用。減損では回収可能額まで簿価を下げる。
価値モデル	なし	再評価モデル。ただし、信頼性ある公正価値測定が可能な場合に適用できるときに適用する。欄外注 1 参照。
価値測定による簿価引下げ額の処理	当期損益	OCI 処理。Reversal による戻し益も CR 残高まで OCI 処理。

注 1：税務研究会（2017）によると、29年 3 月期の調査対象会社 119 社すべてが原価モデルを採用、再評価モデル採用企業はゼロ。

4. IAS40による投資不動産（Investment property）の価値評価

事業資産会計における原価モデルと価値モデルを論じるとき、上記の棚卸資産と有形固定資産で代表的なところはカバーできる。ところが、金融資本主義では生産要素である土地も投機の対象となるため、金融資産に近い投資不動産の検討が不可欠となる。

投資不動産とは、賃貸料（rentals）を稼ぐまたは資本増加（capital appreciation）を待つ、もしくは両方を期待して保有される不動産である。たとえば、○将来の値上がりを期待して長期間保有される土地、○将来の使用に備えて保有される土地、○使用権資産としてオペレーティング・リース中の土地、○オペレーティング・リース予定の土地、○建設中または開発中の不動産など⁹。

日米会計基準では、投資用不動産は他の有形固定資産と同じように、取得原価主義会計で統一されているが、IFRS ではすべての有形不動産に包括的基準を適用するのではなく、保有目的等に応じてきめ細かく資産の特性に応じた基準が設定され、投資不動産には原価モデルまたは価値モデル（FV model）を選択適用する。下記図表 1-2 では、投資不動産に分類されない

図表 1-2 投資不動産とそれ以外のその不動産に係る会計基準及び評価モデル

保有目的等	適用基準	評価モデル
投資不動産	IAS40	原価モデルまたは FV モデル。欄外注 2。
[以下、その不動産]		
○売却用	IAS2（棚卸資産）	原価モデル（NRV と比較する低価法）
○自社使用	IAS16（PPE）	原価モデルまたは再評価モデル
○ファイナンスリース	IFRS16（リース）	レッサー側は受取債権として認識測定。
○山林	IAS41（生物資源）	価値モデル（FV - 販売費用）
○鉱物資源	IFRS6（鉱脈及び採掘権）	原価モデルまたは価値モデル（再評価モデル）

注 2：調査対象会社 119 社中 25 社が投資不動産の会計方針として原価モデルを採用しており、価値モデルを採用しているのは 1 社のみ。

不動産の基準と評価方法を整理している。こうしたきめ細かい会計は、不動産の目的変更が利益操作に使われる恐れが高いため、経営者の使用方針変更だけでなく、販売を目的とした開発行為の開始など具体的な事象を必要とする (para57)。

投資不動産の事後評価には、企業は原価モデルまたは FV モデルを選択できるが、原価モデルを選択した企業にあっても FV の注記開示が求められる。また、FV モデル選択企業は、すべての投資不動産に FV モデルを継続的に適用するよう求めている。信頼性ある FV 測定ができない場合 (比較可能な類似物件の市場が不活発であるとか、建設完了するまで測定できない場合など)、FV 測定が困難な理由を開示しなければならない。

これらの厳しい開示を要求する理由は、投資不動産は、持分投資有価証券と同じ様に、投機資金によって価格がバブルと下落を繰り返すからであろう。

5. IAS38による自己創設無形資産の価値評価

IAS38は一定要件を満たす社内開発から生まれる識別可能な無形資産は認識し、事後原価モデルまたは再評価モデルで価値評価する。調査対象会社119社のうち、少なくとも55社が社内開発費を資産化している (うち26社はソフトウェア関係)。価値評価にあたっては原価モデルまたは再評価モデルを選択できることになっているが、実際にはすべて原価モデルであり、再評価モデル採用企業はゼロ。なお M&A で取得する無形資産は第3章で詳しく検討するが、耐用年数が決まっていれば減価償却、不明のものは減損処理する。

6. IAS20による政府補助金の処理

IAS20は政府補助金 (現金以外の Government grants を含む) 及びそれによって取得する非金融資産の双方について公正価値測定を求めている。他方、補助金の数期に亘る収益認識については総額法 (繰延収益法) または純額表示法 (直接減額法) の選択を認めている (para24)。調査対象119社のうち33社は社内開発のソフトウェアなどに繰延収益法、20社は直接減額法を適用している。

第2章 新金融商品会計基準 IFRS9が事業会社に与えるインパクト

事業会社は金融市場で投資資金を調達し、リスクヘッジ手段としてのデリバティブ及び非デリバティブ商品を買う、あるいは余剰資金運用に負債証券や持分証券を保有するほか、国内外に金融子会社をもつ場合も珍しくない。これは経済の金融化というよりも、元々リアル経済は金融市場と深く連携している証である。また市場価値の変動が激しい金融資産負債のリスク評価には FV 測定は必要不可欠であり、伝統的な原価評価では対応できない。

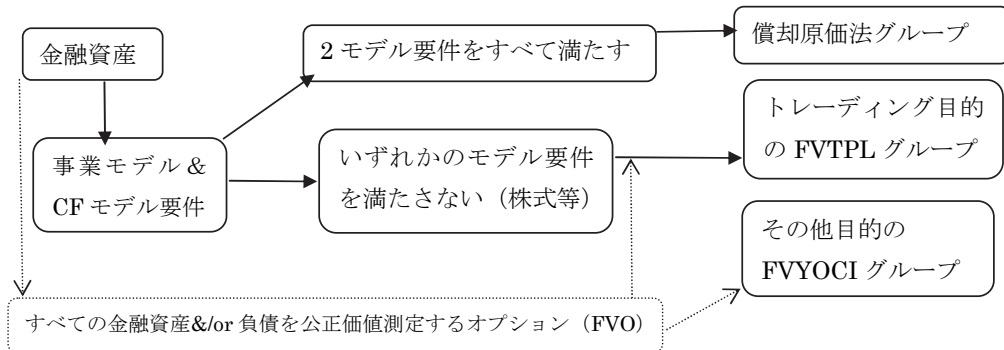
1. 変化する金融商品会計基準

次の図表 2-1 は、IAS39から IFRS9への変化を左右対照の形で示し、図表 2-2 は商品分類に保有目的に代わって事業モデル及び Cash flow モデルが導入され、取引実態に基づいて公正価値測定の対象と対象外が区分されるようになることを示している。

図表 2-1 新旧金融商品会計基準比較

項目	IAS39	IFRS9
金融資産の分類	保有目的により 4 つに分類する。 ① FVTPL ② 満期保有投資 ③ 貸付金及び債権 ④ 売却可能有価証券	事業モデルとキャッシュフローモデルにより 3 つに分類する。 ① 償却原価で測定する資産 ② FVTPL ③ FVTOCI
売買目的以外の資本性金融商品	FVTOCI に分類する。 純利益にリサイクルできる。	原則 FVTPL OCI オプション選択の場合、純利益へのリサイクル禁止。
非上場株式	信頼性あれば FV で測定する。	FV 測定。
減損	減損の客観的証拠があるときに損失を認識（損失発生モデル）。	Forward-looking で予想信用損失を認識する。まず12か月以内発生予想損失、次いで全期間発生損失を予測する。

図表 2-2 IFRS9による金融資産（除くデリバティブ）の分類と公正価値測定の関係



金融資産の価値測定における原価モデルと価値モデルを区分するために、IFRS9は従来の保有目的に代えて事業モデルと CF（キャッシュフロー）モデルの併用を導入した。保有目的は変わり易いが、事業モデルは変え難い。その点では利益操作を防ぎ透明性を向上される意義は認められよう。だがグローバル企業の活動はモデル化できるほど単純ではない¹⁰。

2. IFRS9による金融商品会計

金融商品の分類と価値測定

1) 企業は金融資産の当初認識時に、事業モデル基準（企業はキャッシュフローの回収を目的

とする)とキャッシュフロー基準(契約上の特定日における元本の回収と残高に応じた金利の回収)に照らし2つの基準を満たすものは償却原価法で測定するグループ①と、2つの基準またはいずれかを満たさないものは公正価値で測定するグループ②に区分する(4.1.1)。なお山田辰巳(2015)によると、事業モデルは企業経営者の単なる意図ではなく、実際にその通り元利金を受領されているときにはじめて償却原価法を適用できる¹¹。

2) 公正価値測定グループは、トレーディング目的の金融資産は②-1:FVTPL(価値変動差額を当期損益とするグループ)、それ以外の目的で保有する金融商品(ヘッジ手段としてのデリバティブ金融商品など)は、②-2:FVTOCI(価値変動差額をその他包括利益とするグループ)に区分指定することができる。なお、一旦PLグループまたはOCIグループに指定すれば以後変更することはできない(5.7.5)。

3) 分類にあたっては、株式は発行体の立場からみて資本性金融商品であるから、上記①償却原価法の対象に区分することはできない。

4) 以上とは別に、認識測定の不統一やミスマッチを防ぐために、すべての金融資産または金融負債を公正価値で測定するオプションを認めている。このオプションは当初認識時にそのグループに以後取消不能の前提で指定(irrevocably designate)できる(4.1.5, 4.2.2)。

3. IFRS9適用上の課題

1) 金融負債の公正価値測定オプションによる信用格付け下落時の利益認識について

外貨建て金融負債の期末為替換算時には、為替相場等の変動によって換算益が発生する、ベンチマーク金利やコモディティ価格等の変動によっても金融負債の公正価値測定は利益計上になる、それらは理論的には不当とは言えない。だが、信用格付け下落時の公正価値測定による評価益認識は、債権者から見れば債務の踏み倒しを予告する行為と映るであろう。このパラドックスを開き直って正当化するには、オフバランスの自己創設のれんや無形資産を公正価値で予めオンバランス化して置き、その評価減と負債評価益をOCIの中で相殺するよるほかない。IFRS9が導入した事業モデルを、金融資産だけではなく、金融負債にも適用すればどうなるか。少なくとも一般事業会社におけるFVOは不適切である。なお、貸付金の予想信用損失モデルによる減損会計については補論IVを参照願う。

2) 事業会社における金融商品の価値測定に係るその他の課題

上記2-1)で列挙した4項目のうち、一般事業会社に最も関連の深いものは、事業モデルとキャッシュフローモデルのすべての要件を満たすa項である。事業会社が保有する主な金融資産負債は、取引先への貸付金及び債権、長期資金調達のために発行する社債債務、一時的余剰資金を運用する他者発行の社債であるからいずれも2つのモデル要件を満たす。

2つの要件を満たさないものは他社発行のトレーディング目的株式または売却可能有価証券

（持ち合い株式など）である。だが前者を保有するにはトレーディングを行う人材（フロントオフィス）のほかに、彼らの日々のオペレーションを一時も目を離すことなく牽制する人材（バックオフィス）を持つことが必要不可欠である。すなわちバックオフィスなしのトレーディングは内部統制上も企業統治上も許されないはずである。

他社発行株式の所有は他社との共同プロジェクトのため、または子会社・関連会社投資の予備軍として保有することはあるが、その変動差額はその他包括利益（OCI）に区分経理される。金融商品の決算期末日のプラスは決算報告日にはマイナスになるなど、短期間に変動するから、トレーディング目的でない限り、当期損益ではなく OCI で認識するほうが合理的である。OCI は価値モデルによる評価益を収容する容器であり、包括利益は収益費用アプローチ・原価モデルと資産負債アプローチ・価値モデルを結び付ける索具なのである。しかも金融商品会計基準も OCI 処理を認めており、日本企業が IFRS 採用に踏み切り易いひとつの根拠になっている¹²。

4. 過去の客観的証拠ベース から将来予測ベースに変わる減損会計

旧基準 IAS39と新基準 IFRS9（2018年1月以降開始の事業年度から強制適用される）の減損会計と評価益の処理を比較検討すると次のような差異が存在する。

1) 償却原価法の対象である売掛金や貸付金の減損処理は、現行の IAS39では客観的な減損の証拠がある場合に限り、当期損失として認識する¹³。

この点について IASB は、金融危機後の2009年以降、いまの「発生損失モデル」(Incurred loss model) から「予想信用損失モデル」(Expected credit loss model) への移行に向けた公開草案を度々公表し、2015年には BIS の銀行監査委員会は予想信用損失会計のガイドラインを公表した。減損損失は当期損失ではなくその他包括利益（OCI）で処理する。

なお、当初認識した信用リスクのその後の変化を確率と加重平均法を使って貸倒れ損失を予測する作業及び審査業務は今後の銀行業に大きな負担になると思われる¹⁴。

2) 資本性金融商品については、その保有目的が売買以外であっても、原則として FVTPL（評価差額は当期純利益へ）だが、FVTOCI（同左は持分としてのその他包括利益へ）オプションの選択も可能だが、実現損益の純利益へのリサイクルは禁止される。期間利益への影響は避けられないが、持分内で OCI から利益剰余金への振替は許容され、配当可能利益の確保に支障は出ない。

第3章 M&A によって取得する無形資産とのれんの価値測定

連結財務諸表作成に IFRS を採用する119社のうち113社は無形資産を、109社はのれんを計上している。無形資産の大部分であるソフトウェアは自社開発によるものが多いが、のれんは

M&Aの結果発生したものである。支配取得法(acquisition method)による企業結合会計では、財産の所有権が移転するだけでなく、財産の性格が変わるのであるから、のれんや費用処理済み無形資産を含む企業価値全体に公正価値測定が適用される。その後の測定については、補論Ⅱでも詳しく検討するように、減価償却による原価配分と減損会計による価値評価は、M&Aで発生するのれんとその他無形資産の会計においても重要なテーマとなり、M&Aを行うすべての企業業績に深刻な影響を及ぼす。よって本章では、企業結合会計基準IFRS3によるのれんと無形資産の認識測定法を改めて検討し、償却と減損のいずれが適切か比較する。

1. IFRS3による資産負債の認識・測定の特徴

1) IFRS3は、米国基準SFAS141Rと同様、徹底的に公正価値モデルを使う。2008年改訂前の買収法(purchase method)は取得原価法の影を引きずっていたが、企業結合企業双方の資産負債について簿価をそのままドッキングさせる持分プーリング法を全面的に否定した。支配取得法(acquisition method)を採用する現行基準は、支配取得者が支払う対価(偶発対価を含む)も取得する資産負債(オフバランス資産負債を含む)も少数の例外を除き、すべて公正価値で測定する。なお、事業用資産の公正価値測定は容易でないため、1年間の測定期間を設けている¹⁵⁾。

2) M&Aで取得する資産の評価は、取得企業自身ではなく市場参加者による「最有効活用」(第1章1-d.項参照)を想定する。したがって、取得したブランドや費用処理済みのIPR&Dであっても、企業自身は使用する予定はなくても、有効活用する企業への売却を想定して価値評価する(BC261~262)。

2. 企業結合基準(SFAS141R及びIFRS3)によるのれんと無形資産の会計処理

1) のれんの計算式

上記1項-2)からも自明であるように、M&A会計と無形資産会計と不可分の関係にある。M&Aで取得する資産にはすでに費用処理済みの無形資産も公正価値測定し企業価値の一部なるから、のれんと無形資産も密接な関係にある。

のれんの計算式は下記のようになるが、④取得した企業の純資産のFVには無形資産のFVを含むから、無形資産価値が大きいほどのれん価値は小さくなる関係にある。

①対価の公正価値FV、②非支配持分(Non-controlling interest 以下“NCI”)のFV、③段階取得における事前投資のFVの合計額、④取得した企業の純資産のFVとすると、次の計算式になる。

$$\boxed{\text{のれん} = \text{①} + \text{②} + \text{③} - \text{④}}$$

SFAS141RやIFRS3による無形資産の範囲は驚くほど広い。とくに顧客関連のすべてと非

技術ベースの無形資産は、元はのれんに含まれていたものである。開発途上の研究開発費（IPR&D）も資産である。しかも、FASBとIASBのコンバージェンス作業の結果、信頼性よりも蓋然性を含めた公正価値測定を優先し、改訂前の測定要件：“公正価値が信頼性をもって測定可能なこと”（if fair value can be measured reliably）が消滅している。

2) のれんと無形資産の会計処理

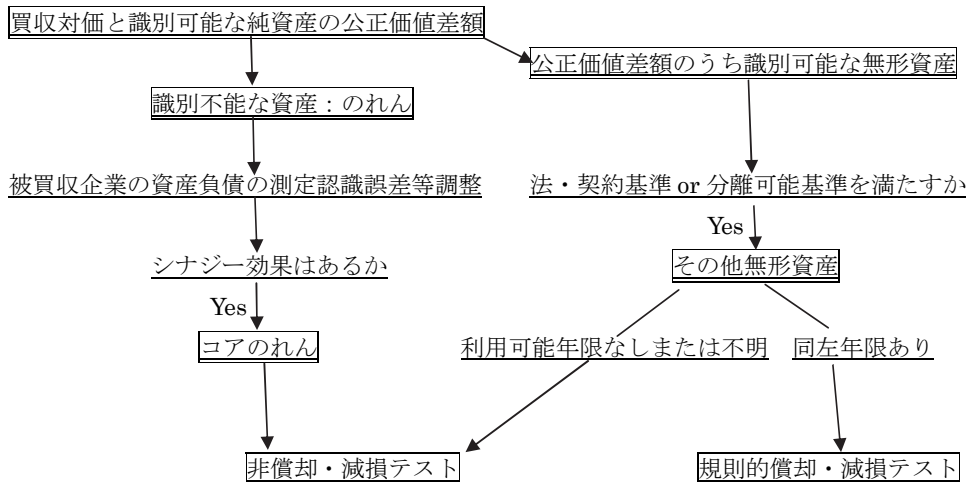
上記3) 項で述べたのれんと無形資産の関係は、下記図表3-1のように整理できる。無形資産Ⅰは主として顧客関係や技術関係のように有効期限の定めがないもの、無形資産Ⅱは契約や法律によって有効年限が定まっているものを表す。

図表3-1 のれんと無形資産の特性および会計処理

	のれん	無形資産Ⅰ	無形資産Ⅱ
資産性	あり	あり	あり
識別可能性：分離可能性	なし	あり	あり
識別可能性：契約、法的保護	なし	あり	あり
耐用年数と価値変動パターン	不確定	不確定	確定
IFRS/USGAAPの会計処理	非償却、減損	非償却、減損	償却
減損の戻し入れ	禁止	容認	N/A

のれんとその他無形資産の償却または非償却・減損は、次の図表3-2が示すように、耐用年数が明確であるときにのみ使える実務簡便法が減価償却である。

図表3-2 のれんと無形資産に係る減価償却または非償却・減損処理の整合性



上記図表3-2は、非償却資産であるのれん・無形資産についても、償却資産である無形資産についても「減損テスト」に行き着く整合性ある流れを示している。同様のことは、事業資産である棚卸資産と有形償却資産（PPE）についても言える。

3. 取得資産の全面的な公正価値測定

持分プーリング法を全面的に否定し、支配取得法(acquisition method)を採用した現行基準IFRS3は、原則として公正価値FVで測定する。すなわち、M&Aで取得した資産負債(オフバランス資産負債を含む)は、取得企業の判断ではなく市場参加者の判断を仮想し、支配取得日における当初認識においても、1年間の再測定期間においても、FVで認識測定する。ただ少数の例外がある。たとえば当初から売却用資産(assets for sale)にはIFRS5を適用し「FV-処分費用」で評価する。

取得対価は条件付き対価を含めて認識された個別資産負債に配賦し、配賦されない残高がのれんである(上記計算式参照)から、公正価値測定の結果はのれんの減損に大きく影響する。それだけに、事後測定と会計(subsequent measurement & accounting)が極めて重要となる。取得した資産または資産グループ(IFRSではキャッシュ創出グループCGG)について年一度または何らかの減損の兆候が認められれば減損テストを行ない、回収可能額が簿価を下回れば、損失を将来に繰り越さないよう簿価を引き下げる処理が必要になる。

4. のれんと無形資産の減損テストにおける見積り使用価値の客観化

減損会計基準IAS36による減損テストでは、回収可能額(Recoverable amount)が簿価(Carrying amount)を下回るときに、差額を当期損失と認識する(10)。回収可能額とは、資産またはキャッシュ創出単位の「FVマイナス処分費用」または「使用価値(Value in use)」いずれか高いほうである(18)。前者のFV測定はまず困難だから、後者の使用価値をいかに客観的に見積もるかが減損会計の要となる。日本基準とは次のように大きく異なる。

日本の減損会計基準には前提条件があり、○実務上過大な負担とならないよう配慮する、○長期にわたる将来キャッシュフローの見積りは不確実である、○よって減損の存在が確実な場合に限りて処理する。具体的には、①耐用年数または20年いずれか短いほうを選択して将来キャッシュフローを見積る。②使用価値の見積りに当たっては企業特有の事情を反映した合理的で説明可能な仮定及び予測に基づいて見積もる。③割引前金額と簿価を比較し、前者が後者を上回っていれば、次の割引後金額との比較は不要である。

他方、IAS36には上記のような前提条件はない。①は5年が原則。正当化できる事由がない限り5年超に延長できない。②では経営者による最善の見積りよりも外部証拠に大きなウェイトを置く。将来のリストラ効果や資産効率アップ効果は除外する。③では直接割引後金額と簿価を比較する。上記の比較から、両基準について次のように指摘できる。

1) 「原価モデル」である日本の企業結合会計基準では、のれんは20年以内に定額償却することを前提とし、主観的価値評価を必要とする減損は副次的処理に位置付けられている。

2) 日本基準による減損会計では、長期にわたる将来キャッシュフローの見積りは不確実であると認めながら、②将来20年間のキャッシュフローを予測し、まず現在価値への割引前金額で減

損の可否を判定する。そもそもグローバル化した競争市場の20年間のキャッシュフローを予測することは不可能であり、大企業の中長期経営計画も5年が限度である。また、経営者の主観によって過大に見積もられても、形式的にせよ第三者意見があれば、監査人によるチェック機能は働かないのがわが国の監査風土である。

3) IAS36の2004年改訂版では、上記2)の主観性リスクを最小化し減損テストを有効化するために、市場データを駆使して使用価値測定 of 客観性を向上させるよう変化している。同時に、のれんに限っては、減損の戻し入れを禁止した (para117&119)。

補論 I US・GAAP にみる原価モデルから価値モデルへの変化

1. “原価か価値か”を巡る永年の論争

“フロー重視（収益費用・損益計算書重視）か、ストック重視（資産負債・貸借対照表重視）か”、すなわち“原価か価値か”米国の近代会計史では常に大きな論点であった（May, G.O.『財務会計：経験の蒸留』）。1934年に証券取引委員会（SEC）が設立された当時の米国企業では、疑わしい証拠に基づいて資産の再評価益を認識する時価会計が普及し、キャピタル・ゲインを益出しに使う悪しきストック重視が1929年恐慌の一因となり、これを機に米国会計はフロー重視に傾いた¹⁶。

フロー重視に傾いたもう一つの理由は、ギルマン・S (1939) によれば、株式会社組織の発達、大規模工業の発達、所得課税の強化、貸借対照表監査の限界の4つである¹⁷。

ギルマンが挙げる4つの理由は、実務的解釈を若干加えると、大組織の資産負債を集合体として価値を評価し監査するには時間とコストがかかりすぎる、他方フローは把握し易く、企業価値の主たる源泉も利益獲得力でもある。これがフロー重視の原価主義会計に傾いた直接的な理由であろう。

ところが1980年代から、今度は金融市場のグローバル化に伴い、再びストック重視へ潮流が変わり、過去の取得原価に拘泥するよりも資産負債の価値変化に注目する方向へと会計概念書及び会計基準が改訂され始めた。資産負債中心観と価値重視時代の到来を告げた顕著な例は金融商品の全面公正価値アプローチを目指したJWG公開草案（2000）でありそれを事業用資産にまで適用対象を拡大したのがSFAS157（2006）とIFRS13（2008）だ。これらの公正価値測定基準は個別基準でバラバラに使用されてきた公正価値の定義をFASBとIASBで統一するとともに、非金融資産負債も公正価値測定の対象であることも明確にした。複式簿記では収益・費用と資産・負債は完全にインターロックされているが、資産負債の時価評価または公正価値測定が強化されると利益の質は収益費用の差額から純資産の差額増加額へと変貌する。本章は、古くともいまま変わらない魅力をもつ米国の古典的文献と1960年代以降の意見書・概念書に遡って、“原価か価値か”という基本テーマを通じて公正価値のルーツを探りたい。

2. 収益費用中心観における原価と時価の関係

1) 会計の主要目的は、伝統的な収益費用中心観の代表的存在であるペイトン・リトルトン(1940)によれば、費用(cost)と収益(revenue)を対応させるシステムティックなプロセスによって、その差額である期間利益を測定することである。そこでいう発生した費用とは、関係生産要素の取得時における原価であり、少なくとも取得時には実質的に市場価値(current cost または market price)と同じと仮定していた。原価とは、すなわち取引時点の公正価値なのである。

しかし、市場価値は時の経過とともに上下いずれかの方向に変化する。そのとき、いろいろな利害関係者のニーズに応えられるのかどうか、あくまでも原価を維持すべきかどうか問われる。この問いに対するペイトン・リトルトンの回答は、帳簿上の原価は客観的に決定された資料(data)であるが、見積り時価は多分に意見(opinion)であり、明らかに信頼性は低い。したがって、原価から時価へのシフトは信頼性が低い利益を報告することになるというものであった。また、経営資源の価値を每期評価することは費用がかかる割には、信用性の低い数値を生み出すと警告していた。この警告はいまも傾聴に値する。

2) しかしながら、ペイトン・リトルトンはまったく時価を排除した訳ではない。「正式には原価主義に準拠しつつ、補足情報として時価情報を示す」、または「時価を正規の営業報告に含めるとしても、特別項目として分離する方向が合理的であろう」という。この指摘は、その後の脚注による時価情報開示、さらには包括利益の中の分離表示につながるものであった。この伝統的な収益費用中心観は、わが国企業会計原則にも引き継がれているが、取得原価の客観性を重視し、信頼性に欠ける時価は二次的に扱われている。

だがそこで想定されていた資産は棚卸資産やプラント等の償却固定資産であり、原価性資産であった。資産全体の特性を表す「用役潜在説」排除していないが、議論は「未償却原価説」を中心として展開し、金融資産や土地は議論の外に置かれていた。現金、現金等価物、売掛金、貸付金などの金融資産や、土地等の非費用性資産を考慮していないという批判は免れないのである。

3) 他方、ペイトンは取得原価を重視したが、そのために激しいインフレによる資産価格上昇に無頓着だったわけではない。『資産会計』(1952)では、償却資産の時価(再取得原価)への修正を認めている。ただ、その意図はあくまでも再取得価額に基づく減価償却によって実質的な資本維持を計ることであり、資産評価益を認識することではなかった。

3. 実務派 G・O・メイからみた原価と価値の関係

上記2-3)項で触れたインフレ時における価値の重要性については、G・O・メイ『経験の蒸留』が一步先に指摘していた。その第5章は次のように述べている。

1) 原価と価値はそれぞれ会計帳簿や財務報告にどのような反映されているか、これは会計の中

心課題である。ただ、価値がコストを上回るケースと、逆に下回るケースは、棚卸資産（以下4）項参照）と固定資産（以下5）項参照）では異なる扱いを受けている。

2) 「継続性の公準」と「安定した貨幣価値の公準」の下では、原価を重視すれば良いが、貨幣の安定性には限界があるから、その変動によって変わる価値を重視せざるを得ない。

3) 通常は、固定資産の取得原価は価値に一致し、原価は慣習的な価値評価の手引きである。だが、両者の等しい状況が終わっても、単に慣習的にそうみなされているにすぎない場合もあるから、その点に注意しなければならない。

4) 棚卸資産会計では、価値がコストよりも高ければそのままでも良いが、原価よりも低くなれば、その原価表示はもはや有用ではないから、原価を価値まで引き下げることになる。この低価法（**lower of cost or market = LOCOM**）では、価値は原価から潜在的な損失を排除する尺度となる。また、価値が原価を上回っていれば、その差額は販売時に実現する値上がり益を知る尺度となる。価値はこのように棚卸資産の含み損排除に使われている。

上記の意見の背景には、①「原価」は必ずしも客観的ではない、間接費や販売費が紛れ込むことがあり過大評価されることがある、それを防ぐには「価値」との比較が有効だ。②当時の米国では節税になる理由から **LIFO**（後入先出法）がもてはやされているが、それが仮定する物流は虚構であり、付表1の比較から明らかになるように、**LIFO** 適用後の棚卸資産残高は、インフレにせよデフレにせよ、「価値」から乖離することは避けられない。

5) 固定資産会計では、新しい資産の原価はほぼその時の価値に等しく、原価は慣行として価値評価の最良の尺度として扱われる。原価と価値の選択基準はどちらが大きいかがである。

ただし、通貨価値が一定の場合と通貨価値が下落する場合では異なる会計処理が求められる。ここで注目すべきは、**G・O・メイ**は「通貨価値一定の公準」を離れて、インフレーション会計（貨幣価値変動会計）に一步踏み込んでいること。インフレーションは歴史的原価の有用性を大きく損ない、資本維持（**Capital maintenance**）を危うくする大きな会計課題であるが、長くなるため別稿に譲る¹⁸。

4. ASOBAT (1966) が重視した時価

AAA（米国会計学会）による **ASOBAT**（会計基礎理論のステートメント）は、会計を初めて「情報システム」と位置付けるとともに、情報に次の4つの特性を求めた。

①目的適合性（**Relevance**）：情報システムとしての新しい会計にとって最も重要な特性である。

①と②は対立するが、経営者の予測はたとえ主観的であっても貴重な情報である。

②検証可能性（**Verifiability**）：伝統的な取得原価会計が重視する特性。

③偏見がないこと（**Free from bias**）：客観性という言葉は使っていないが、会計情報は偏りがなく誰にとっても等しく有用でなければならない。

④数量化できること（**Quantifiability**）：会計は取引金額の記録であり測定システムである。

上記4つの特性をすべて備えるには、ASOBATは次の5つのコミュニケーション・ガイドラインが必要であると考えた。

- ①期待されるユーザーは誰か、会計情報にどのようなニーズを求めるかを念頭におくこと。
- ②財務報告の数値はどのレベルまで集約し集計すべきか、又は過度な集約を避けるべきか。
- ③データが生まれた背景や環境をどこまで伝えるべきか。
- ④企業内または企業間の比較可能性を維持する用語の統一。
- ⑤時系列的な会計慣行の継続性。

上記で簡単に整理したところから窺えるように、ASOBATが考えた会計は「情報システム」であり、最も重視したのは「検証可能性」ではなく「目的適合性」であり、歴史的な原価ではなく時価であったから激しい批判的となった(詳細は Evans, T. (2003) p. 74参照)。

5. APB29 (1973) による物々交換のFV測定

通常の交換取引はモノ・サービスと貨幣または貨幣性資産・負債との間で行われるから、モノ・サービスのコストは客観的に表される。しかもモノ・サービスを提供した人が得た利得または損失(gains/loss)も客観的に測定できる。ところが、貨幣または貨幣性資産・負債を使わない物々交換(nonmonetary transactions)では、譲渡した資産の取得原価(cost/book value)または推定されるFV(estimated fair value)を使うほかない。

米国会計原則審議会意見書APB29は、株主への現物配当にあっては原価、株主以外への寄付行為にあっては実務が行われているが、問題は他企業との通常の物々交換であり、論点は“FVで測定すべきか否か”であった。なおAPB29には公正価値の定義は見当たらないが、状況に照らすと棚卸資産の再調達原価を意味する。

○FV反対意見その1によれば、顧客ならぬ他企業との同一種類の棚卸資産の交換取引は単なるswappingであり、収益認識に至る前段階の偶発的取引である、よって顧客への販売までは棚卸資産は元の簿価に据え置くべきで、FV認識は不要である。

○反対意見その2によれば、非貨幣資産のFVは不確定であるから、合理的限界内にせよdeterminableと受け止めてはならない。よってFV測定を信頼できるまでは簿価に据え置くべきである。

APBの結論は、非貨幣資産との交換と貨幣交換の経済実態は同一であるから、取得した資産の公正価値が新たな取得原価である。よって元の資産簿価との差額は利得または損失と認識すべきである。さらに、株主への現物配当も、株主以外への無償譲渡資産も無償譲受資産も、すべてFVを測定認識することを原則(Basic Principle)とした。

ところが、この原則には、FVによる必要がない3つの場合が追加・修正された。

- ①交換される資産のいずれについてもFVを決定できないとき。
- ②顧客への販売をスムーズに行うために同一種類の商品を交換するとき。

③取引が商業的実態を欠くとき。

最後の「商業的実態」については、SFAS153（2004）が定義を追加している。すなわち「交換された2つの資産から生まれるキャッシュフローが異なるとき」、「企業特有の使用価値が市場参加者にとっての公正価値と異なるとき」商業的実態があるという。

6. SFAC5（1984）が提案した混合測定アプローチ

SFAC5は認識と測定に関する概念書であるが、測定（measurements）については、ASOBATと同じように、情報利用者にとっての有益性と目的適合性（relevant attribute）を重視している。また、次に掲げる5つの属性の順序では、数字の信頼性に勝る歴史的原価から始まり、将来キャッシュフローの割引現在価値に終わるところから、原価の信頼性よりも、次第に価値の目的適合性を優先する方向への変化が窺える。

- a. 事業用資産には歴史的原価（取得原価マイナス調整・償却費，Historical cost）
- b. 同一種類の事業用資産の現在原価（Current cost）としては再調達原価
- c. 市場性ある有価証券投資には現在市場価値（Current market value）
- d. 短期債権には正味実現可能価値（割引前現金入金予定額マイナス直接費用，以下 NRV）
- e. 長期債権には割引現在価値（Discounted present value, 以下 DPV）

以上5つの測定法を総覧すれば「原価と価値の混合測定アプローチ」である。これは、各資産負債の特性に応じて、企業は得意先・仕入れ先と締結する契約取引か、それとも市場取引を選ぶかによって取捨選択する評価方法である。

このほかに、貨幣の価値変動に応じた会計手法も必要となるが、実務の現況を考慮せず、インフレが財務情報を歪めるレベルに達したときに採用されるだろうという¹⁹。

7. SFAC7（2000）による現在価値と公正価値

SFAC7は、上記SFAC5では漏れていたFV、とくに観察可能な市場価格が得られないときに使うレベル3の将来キャッシュフローを予測し割引現在価値（DPV）を算出する方法に初めて踏み込んだ。DPVに使う推定される将来キャッシュフローは経営者の期待を表すものであり、市場がないときには唯一の価値情報源となり資産取得・負債移転の判断に使えると指摘し、歴史的原価も反証ないかぎり取引時のFVであることが多く、現在原価も市場現価もFVの定義に合うが、経営者判断が働くDPVはFVではないという（para7）。両義性のあるDPVの解説は次のように続く。

DPVは、将来キャッシュフローの時間価値であるから、FVを推定する手段ではあるが、FVそのものではない。市場があればそれで成立する価格こそ最も有益なFVである。

ではFVはなぜ有益なのか。経営者の見積りに依存するDPVは有益な情報であるが、資産負債の最終的な決定者は市場参加者である。DPVは企業による推定の域を脱していない。市

場で成立する FV は資産負債の経済価値を最も忠実に表わす (36)。

以上のように、SFAC7では、企業経営者の将来キャッシュフローの見積りとその DPV は FV の定義から排除するのではなく、FV 測定の有効な手段と位置付けている (38)。SFAC7はまた、DPV を見積るときに要素を次のように時系列に沿って5つ示している。

- a. 将来キャッシュフローの時系列的予測
- b. 上記キャッシュフローの金額・時期の変更可能性
- c. 貨幣の時間価値を計るリスクフリー金利
- d. 資産負債に内在する不確実性
- e. 市場の非流動性や不完全性、その他名状し難い要素

上記のような5つの計算要素からも、DPV は (NRV もそうであるが)、市場で得られる客観的な交換価値ではなく、経営者の主観的見積りによる使用価値であるが、ともに市場取引でも企業内意思決定でも使える有益な情報である。この点からも FV を中心とする価値モデルと歴史的な原価モデルの共存は今後とも続くものと考えられている²⁰。

8. 本章のまとめと追記

米国の近代会計史から、資産の価値評価は取得原価の欠陥を補完する (含み損を排除する) 必要性、物々交換における公正価値測定の必要性などから、原価と価値の混合測定モデルが発達してきたと言える。その場合、G・O・May が言うように、会計システムは「経験の蒸留」によって帰納的に形成され、また徳賀 (2011) が指摘するように資産負債観の価値モデルは経済学の知見を摂取してきたことも事実である²¹。

補論Ⅱ 事業用資産の使用価値と交換価値

使用価値と交換価値は古典派経済学からオーストリア派経済学にかけて盛んに議論されてきた概念用語であるが、IFRS では非金融資産の公正価値の定義や減損会計に係る重要概念として併用されている。ここで確認したい課題は、市場取引が少ない事業用資産の価値測定にあつては、経営者判断による使用価値を優先すべきか、恣意性を排し客観性を高めるには市場参加者から見た交換価値を併用すべきかどうかである。

1. 会計概念としての使用価値と交換価値

米国概念フレームワーク SFAC5 (1984) による資産価値の測定法は、図表4のように5つに整理できる。①から③は過去または現在の市場で取引された交換価値であり、④と⑤は企業の事業目的に使用されることによって発揮される使用価値である。④正味実現可能価値 (NRV) は売掛金や棚卸資産など短期資産の評価に使われ、⑤割引現在価値 (DCF) は長期資

図表 4 5つの資産価値測定法と使用価値・交換価値区分及び属性

会計上の原価か価値か	交換価値か使用価値か	入口価格か出口価格か
①歴史的原価（償却後簿価を含む）	過去の交換価値	入口価格→過去の公正価値
②現在原価（再調達原価）	現在の交換価値*	入口価格
③現在市場価値	現在の交換価値	出口価格→現在の公正価値
④正味実現可能価値（直接費用控除後）	将来の使用価値*	出口価格→経営者の見積り
⑤将来キャッシュフローの割引現在価値	将来の使用価値	出口価格→経営者の見積り

(注*) カール・メンガー『一般理論経済学』（邦訳1998年みすず書房版）は「財を評価するにはどのような経済目的に奉仕させるかを考慮すべきだ、ある財を自分が消費または生産するために直接使用する場合（たとえば老学者が使う蔵書）は再調達価格②で、学者の死後に売却目的で未亡人が保有する蔵書は現在の交換価値④でそれぞれ評価するという（下巻、第9章）。他方、IFRSを適用する現代企業にあっては、使用目的資産は使用価値⑤、売却目的資産は交換価値③をベースとして測定するのが普通である。

産の評価に適用される違いはあるものの、④と⑤は双方とも出口価格である。また双方とも③公正価値と異なる点は、その出口価格は市場参加者ではなく経営者の見積りに負うところである。

2. IFRS13による非金融商品の公正価値と使用価値・交換価値の関係

1) 定義

- a. 公正価値の一般的定義は「測定時点で、市場参加者の秩序ある取引において、資産を売却するために通常受け取る価格または負債を移転するために通常移転する価格」(para9)。
- b. 取引とは資産保有企業の経営者による現実の取引ではなく、市場参加者（market participant）による“主要かつ最も有利な市場における交換取引”である。
- c. 価格とは仕入時の「入口価格（entry price）」ではなく、販売時の「出口価格（exit price）」。ただしコモディティのような資産の所在地は資産の属性であるから、所在地から市場までの輸送コストは調整加算しなければならない。その他の取引コスト（手数料など）は資産の属性と無関係な企業特有コストであるから調整加算してはならない。
- d. 他方、本稿が注目する非金融資産については、「企業自ら最有効使用（Highest and best use）する、または最有効使用が使用できる市場参加者への売却を想定した公正価値」である。最有効活用とは、企業経営者の活用意図ではなく、市場参加者の眼でみて当該資産の価値を最大化できる使用法である。ただしその際、物理的に可能で、法的に許容され、財政的に実行可能な資産使用を考慮する（27～28）。すなわち非金融資産にあっては、経営者からみた使用価値と市場参加者の眼を通してみた交換価値の複合価格である。

2) 上記定義における「最有効活用」の問題点

一見して最も難解にみえるのは上記1)-d)の「最有効活用」という概念である。だが、IFRS13の背景説明によると、企業は保有する不動産などの価値が最大化する、その場合代替使用と比較するのが実務慣行であるから、いまの使用が最有効ではないという反証がないかぎ

り、網羅的な調査を行う必要はないという(BC68~71)。

定義の前段は現実取引に基づかない架空取引を想定した経営者の見積もる使用価値であり、後段は企業経営者が市場参加者の見積りを付度する交換価値であるから、結果として信頼性の乏しい不確実な推定価格になる恐れも多分にある。しかし責任の所在はすべて経営者にあるから、その点を明確にする限り、市場参加者の眼を通すことは専断的な経営者判断を排除する手段となり、次項で述べるように組織の経営意思決定過程からそう大きく遊離しているわけではない。

3) 公正価値測定で頼れるのは市場参加者か企業経営者か

事業資産の公正価値測定で起用する市場参加者とは誰なのか、その測定結果は果たして信頼できるであろうか。金融商品の市場では多数の投資家が参加するが、非金融商品の場合には資産特性を考慮すれば市場参加者よりも企業経営者の予測・判断のほうが優先する。

「組織の目的は、多くの決定が、実際に成果あげるためには多くの個人の参加が必要であり、その事実を十分に活かそうとするところにある。したがって組織とは、市場による価格システムがうまく働かないときに、集団的行動の利点を実現する手段なのである」(アロー, K. J. (2017) 第2章)。このやや抽象的だが正鵠を射た指摘は、同一支配下にある経営のみならず、公正価値測定を考えるとときにも貴重な手がかりになる。

まず経営者が判断するのは、“企業内取引か、市場取引か”である。モノ・サービス企業にあっては、いずれが合理的価格で安定した取引ができるかによって内部取引と外部取引を分けられる。優れた車体の外部調達先であった **Fisher Body** 社を内部化し安定的な仕入れ先に変えた **GM** の話や (Hart, O. (1995) Introduction)、製品の海外販売先を **JV** や子会社に変えることによって販売数量と売上高を伸ばしてきた輸出企業は、まさに「価格システムをうまくコントロールし、集団的行動の利点を実現する手段とした好例と言える。

では取引の内部化が、なぜ市場価格システムの欠陥を補うことになるのであろうか。この疑問を説く鍵は“契約コスト”にある (Hart, O. (1995) Chapter 1)。多くの投資家が参入する金融商品市場と異なり、個性豊かなモノ・サービスの型式・特徴、ライバル企業の競争価格や政府規制等の変化にすばやく対応できるように詳細に契約条件を書き込むのはコスト倒れに成る。要するに市場は万能ではないのである。

製造大企業にあっては、コース・R・H (1998) が言うように、「市場取引は排除され、複雑な市場構造に代わって、調整者としての企業家が生産を方向付けるのである。またそこでは、得意製品の製造販売については過去及び現在の価格を中心として中長期事業計画を策定する。ただし、競争力のない製品については市場で調達するほかなく、市場価格が棚卸資産の簿価単価を下回るときには、含み損失の先送りを避け競争力を回復するために、簿価を時価まで引下げる。

なお IFRS13は「結論に至る背景説明」で「減損会計で使う回収可能額 RV は過度に optimistic にまたは pessimistic に見積り易いため、IAS36ではそのリスクを制限するためにいくつかのセーフガードを設定した」という。ところが、セーフガードといっても経営者の誠意ある行動を期待するに過ぎないのが実情であるから、まず経営者判断による使用価値と市場参加者の眼を通した交換価値を対峙し、次いで内部統制・企業統治・会計監査によって実効性を高めるほかない。

補論Ⅲ 減価償却と減損会計を巡る原価・価値論争

本論第1章では有形固定資産の減価償却と減損会計について検討したが、議論の錯綜を避けるため表面的な比較検討に終始し、減価償却と減損会計の構造分析には踏み込まなかった。当補論1～3項では、まず減価償却と減損会計を巡る研究者間の論争を通じて、原価モデルと価値モデルの熾烈な対立関係を明らかにする。次いで、IFRS と日本基準夫々の有形固定資産の減価償却と減損会計を比較し、原価配分型かまたは価値評価型かを図示する（なお、[カッコ内]は日本基準・制度慣行である）。

1. 減価償却と減損会計を巡る論争

以下、本件に関する最近の議論を、事後の IFRS 改訂に照らして整理したい。

1) 竹島貞治（2017）は、会計事象の分類法を検討した論考であり、次のように指摘する。

減損や低価基準をめぐっては、これまで概念的な混乱があった。

減損は原価を超えないという点に着目し、減価償却と同様に原価配分のカテゴリーとみなしている見解（米山（2001）など）もあれば、それは価値評価のカテゴリーに属するという見解（醍醐（2004）など）も示されてきた。

2) 米山（2001）によると、減価償却と減損会計は、相互に関連し合う配分手続きである。

減損処理は「投資の失敗」が明らかになった時点で、投資に着手した時点で遡って償却ベース自体を切り下げる作業であって、投資の失敗が判明した時点における時価や利用価値への切下げではない（補遺1、第2章）。

このような減損イメージは、減損の事実が確実であるときに限定して認識する日本の減損会計基準の基本的考え方（減損会計はあくまでも取得原価主義の下で行われる帳簿価額の臨時的な減額だと言う）を代表しており、臨時償却や臨時損失も原価配分の修正法である。定期的かつ柔軟に資産価値を見直し、B/S に反映する IAS36の価値思考とは異なる²²。

3) 醍醐（2004）は、固定資産をめぐるとの会計的配分と価値評価の概念を、ドイツの動態論と静態論に遡って、あるいは最近の収益費用中心説と資産負債中心説に照らして整理したうえで、臨時償却と減損会計の概念図を使って、次のように2つの違いを鮮明に示している。

臨時償却後の簿価は、対象資産の直接的評価によって得られたものではなく、当期償却額と耐用年数の短縮によって反射的に決定される「過年度償却不足額」の合計を差し引いた計算上の残高であることがわかる。他方、減損処理後の簿価は、間接的に得られる金額ではなく、回収可能額（使用価値と $FV - \text{コスト}$ （正味売却価額）いずれか大きいほう）という実在的尺度による直接的測定を通じて得られた金額である。

上記で議論されている日本基準による耐用年数の短縮も、IAS36による残存価値の減額も実は価値見直しの結果であるから、直接的測定と間接的測定の違いは大きな差異ではない。問題は日本基準による減損認識時点の遅さにある。減損処理は「投資の失敗」が判明した時点で行う簿価の切下げだという米山の見解は価値意識の希薄さを裏書きするものだ。

最後に、「わが国会計学会には、金融資産は時価、事業用資産には原価が合うという二元論が自明のように唱えられているが、(中略)使用価値がなぜ事業用資産に適しないかを何も論証していない」と言う。正鵠を得た指摘であると思われる。だが、2013年公表の FV 測定基準 IFRS13によれば、非金融資産の減損で使う回収可能額は、使用価値または $FV - \text{売却費}$ のいずれか高い方であり、市場参加者による使用価値も重要な基準になる。現実の交換取引でも交換価値と使用価値はともに価値評価対象なのである（補論Ⅱ参照）。

2. IAS16による減価償却〔カッコ内はわが国企業会計原則と関連法令の調整意見書、税法、慣行等〕

- 1) PPE の各部分の価格が、資産全体価格に対して相当大きいときは、部分別に償却する。〔個別償却も総合償却も認めている。〕
- 2) 償却資産の残存価値と耐用年数は、少なくとも決算期末毎に見直すこと。見積りを変更するときは、会計方針・見積り・エラーの修正基準 IAS8に従う。〔技術進歩等によって当初予想よりも耐用年数の短縮するときは臨時償却を行うよう制度化されているが、定期的に耐用年数や残存価値の見直しを求める規定は存在しない。〕
- 3) 償却資産の経済価値は、企業内では稼働シフト数や修繕維持プログラムによって、外部的には技術的進歩や生産される商品の陳腐化などによって変わる。耐用年数は、企業が期待する有益期間であり経営者のポリシーによって変わり、資産自体の経済耐用年数よりも短縮されることがあり得る。〔個別企業の経営方針や資産の使用実態にまで踏み込んで耐用年数を決定する規定はない。〕
- 4) 土地と建物は同時に一括取得しても別々の資産であるから、通常は非償却資産である土地の値上がり益と、償却資産である建物の償却費用を相殺してはならない。土地も使用期間が限定されているときは償却資産であるから、その原状復帰費用は建物の取壊し費用とは別個に償却処理する。〔類似のケースについては常に言える一般的留意事項である。〕
- 5) 選択した減価償却法については、各資産が使用され経済価値を生むにつれて価値が減少す

るパターンを反映するかどうか、少なくとも決算期末毎に見直す必要がある。〔定額法、定率法、優遇税制による償却法、生産高比例法など、一般に使われている方法は広く選択できる、また価値減少パターンを反映するよう求める規定はない。〕

上記のポイントをまとめると、

- ①IAS16による減価償却は、その目的が「取得原価の使用期間への原価配分」にある点では、日本基準との間に大差はない。他方、未償却残高が期末資産価値を反映するよう、償却方法の選択や耐用年数・残存価値の見積りをきめ細かく見直すよう要請している。その点では価値評価も重視していることは明らかである。
- ②日本基準はルール主義だと言われているように、税法の定める耐用年数一覧表や残存価値に従って原価配分を行う。また、技術進歩等による資産の陳腐化などには臨時償却制度で対応し、災害等による物理的劣化等には臨時損失を認める税制も使える。

3. IAS36による固定資産の減損会計（減損会計基準）

1) 減損の兆候と認識：企業内外の情報によって、資産価値の著しい下落があったとき、技術や市場などの変化によって近い将来下落する兆候がみられるとき、市場の割引率が上昇し資産の割引現在価値が下落したとき。〔企業内外の情報によって、減損の兆候を判定する。減損の確実性を重視し、資産または資産グループの割引前将来 C / F （残存耐用年数または20年、いずれか短いほうのキャッシュフロー）が簿価 BV を下回るとき。〕

2) 減損の有無を判断するタイミング：原則として毎期末または毎年一定の時期に評価する。〔実務負担を考慮して、減損の兆候があるときに限って行う。〕

3) 減損評価の対象資産：有形固定資産のほか耐用年数が不明な（indefinite）無形資産（未使用資産を含む）とのれんも対象となる。〔会計認識対象となる無形資産はソフトウェアに限られ、所定の耐用年数によって減価償却する。〕

4) 減損の測定：回復可能価額 RV （公正価値 FV マイナス処分コストまたは使用価値（特別な事情がないかぎり最長5年間の割引 CF ）いずれか高い方）が簿価 BV を下回るとき、 $BV - RV =$ 減損（Para33b 及び59参照）。〔売却または使用（残存耐用年数または20年、いずれか短いほうのキャッシュフロー）による回収可能額いずれか高い方まで簿価を引き下げる。減損の計算式は同じ。〕

5) 認識した減損は、翌期以降見直しの結果、消失していれば戻し入れ（reversing）できる（のれんの減損は除く）。〔戻し入れはいかなる場合でも行わない。〕

上記のポイントをまとめると、

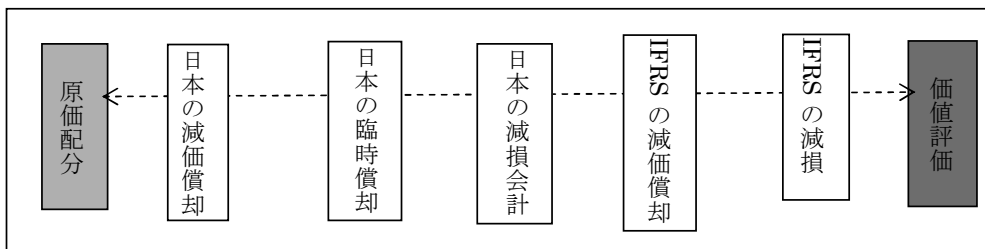
- ①減損処理は簿価を正味回収可能額まで引下げる価値評価である。ただし減損の戻し入れも元

の取得原価の枠内で行うことに変わりはない。〔日本の減損会計意見書は「取得原価主義の下で行われる臨時的な減額」と定義し、主観的な見積りを極力避け減損の現実性を重視している。〕

- ②耐用年数が不明な無形資産も減損の対象であることから分かるように、減価償却との使い分けのポイントは耐用年数の客観性（法令による一律性を含む）如何にある。将来CFの見積期間も特段の事情がないかぎり最大5年と制限している。〔無形資産会計基準がないため、IFRSが定義する無形資産の大部分はのれんとして認識されている。最大20年という見積り期間は合理的な予測可能限度を超え、恣意的な過大見積りになり易い。〕
- ③償却と減損は一見二律背反の関係にあるようにみえるが、減価償却による原価配分はあくまでも実務上の便宜手段であって、究極的には価値評価が必要である。

以上をまとめると、日本基準とIFRSによるそれぞれの減価償却と減損会計は、原価配分と価値評価との遠近関係として図表5のように示すことができる。但しこれは上記比較分析に基づく推察である。

図表5 減価償却及び減損会計の、「原価配分」及び「価値評価」との遠近関係



おわりに：総括と感想

1. IFRSの資産価値会計は、市場万能主義の神話による公正価値測定モデルではなく、原価と価値の単純な混合測定モデルでもない。それは、図表6が示すように、対象を非金融資産（棚卸資産や有形固定資産など）・準金融資産（投資不動産など）・金融商品に3分類したうえで、

図表6 3分類法による事業資産と原価モデル・価値モデルの関係

非金融資産	準金融資産	金融商品
原則法は原価モデル。代替法としての価値モデルも容認。	原価モデルまたは価値モデルの選択を容認。	原則法はFVTPL。代替法は償却原価法とFVTOCI。

原価モデル&/or 価値モデルの選択を迫る、きめの細かいハイブリッド構造になっている²³。

2. 非金融資産の公正価値測定に使う「最有効活用」では、経営者判断による使用価値と、市場参加者による交換価値を併用して見積もる。その測定プロセスは J・A・シュンペーター『経済発展の理論』の言う通りである。すなわち「人々は所有財からまさに最大の価値量を実現するように行動する、その場合の一つは交換の可能性であるが、まず使用価値として登場する」（邦訳（上）第1章）。現実の企業経営でもまず同業他社の資産効率と比較しながら自社グループ内の使用価値を高めるように努める、自社生産が非効率とみれば外部委託生産やアウトソーシングに切り換えるから市場における交換価値を見積もる。一見難解にみえる会計概念は、経済学の知見や経営者行動に照らしてみれば分かり易くなる。

3. 固定資産の減損会計においては、日本基準は「投資の失敗」が顕在化したときに限って、しかも原価モデルの枠内で行うものとする。他方の IFRS では、每期最低一回は将来価値を見直すことになっている。前者は過去の緩慢に変化する国内経済には向いているが、これからの AI 技術の急速な発達や国際競争の益々の激化、さらには所有から使用権への移行などによって、資産価値が激しく変化する環境では後者のほうがふさわしいと言えよう。

4. 収益費用中心の利益観と資産負債中心の利益観の共存関係を維持するために、その他包括利益（OCI）に原価モデルと価値モデルによる測定結果を収容する機能を負わせている。だからこそ、多数の有力企業が業績評価（評価損益が純利益に与える影響）を懸念することなく国際比較に有利な IFRS の採用に踏み切るテコになっていると思われる。以上。

註

- 1 いまのところ大手金融機関と電力会社には IFRS を採用する動きはみられない。理由は 2 章 4 項と 1 章 2 項の 2) に基づく推察である。
- 2 独仏における IFRS 反対意見については、北村敬子編著（2014）第 7・8 章参照。
- 3 金融危機に係る公正価値会計批判の典型例は、大日方隆編著（2012）第 1・12 章にみられる。米国の Penman, S.（2011）はさらにシニカルである。公正価値概念は事実に基づかない曖昧で投機的で不健全だという（Chapter 8）。ただ 1980 年代の米国 S&L 危機や 1990 年代のわが国不動産バブル崩壊では取得原価主義会計の欠陥が問われたように、会計の質を論じるには、それだけを危機のスケープゴートにするのではなく、怪しげな証券化商品、金融工学という幻想、業者の貪欲さなど、手段の使い方を問うのが公正な態度であろう。
- 4 税務研究会『開示事例と傾向：29年3月期有価証券報告書』IFRS 篇を活用した。
- 5 ここでは課税所得計算や配当支払いの基礎となる個別財務諸表は各国の諸制度に則って作成し、投資家向け報告には IFRS 基準へ組換えた連結財務諸表を使うと想定している。
- 6 不動産については信頼性ある公正価値測定が可能な場合が少なくないが、通常はモノの取引は取引実績が少なく信頼性ある公正価値測定は無理な場合が多い。米国 APB29（1973）ではすでにこの制約を認めていた。詳しい判断基準は IAS40-53, IAS41-30 参照。

- 7 資産除去債務を履行する義務とそのための費用について「負担した企業自体の将来的便益をもたらすものでなく、外部の社会的費用を内部化することにより社会的便益をもたらすものである」という植田敦紀(2017)の意見は正しいが、道義的責任を含む広いIFRSの負債概念や最近のESG投資の盛り上りにみられる積極的意義を看過していると思われる。
- 8 米国基準SFAS5は偶発損失が発生する可能性を3区分している。*Probable (likely to occur)*, *Reasonably possible (more than remote but less than likely)*, *Remote (chance of event or events occurrence is slight)*というときのProbableは50%よりも高い可能性を意味するからIFRSが使うProbableが含意する高い可能性とはニュアンスが異なる。
- 9 旧リース会計基準IAS17から新IFRS16(2016)への改訂に伴い、リース物件に係る投資不動産の例示等も2016年に大幅改訂されている。
- 10 今福愛志(2018)も企業活動についてももう少し立ち入った議論が必要であろうという。
- 11 金融商品を保有する経営者の意図はリスクヘッジ、トレーディング、安全な資金運用に区別できるが、事業モデルは保有目的以上に固定的で恣意的な利益操作を防止できるかどうかは事業の実態判断に懸っている。この点は今後の新たな課題となるであろう。
- 12 Detzen, D. (2016)によると、B/S上の持分としてのOCIは本来、国外子会社投資に係る外貨換算差額等を収容するものであるが、売買目的有価証券の評価益にも使うのは、純利益に強いこだわりを持つ日本企業の要望にIASBが特に配慮したものだという。
- 13 IAS39(2001)の背景説明によれば、債権の回収リスク・損失予想は、客観的証拠や観察できるデータに基づく必要がある(BC108~110参照)。
- 14 わが国の大手金融機関がIFRS作用に慎重になる理由の一端はここにあると思われる。確率で信用リスクの変化を推測し損失を推定する「予想信用損失モデル」を適用するには過去の与信データの集積やシステム開発に多大な費用と時間がかかるからだ。
- 15 公正価値測定の例外は、法人税・従業員福祉、再取得した権利(無形資産)、株式報酬、売却用固定資産、非支配株主持分については所有持分の按分比率または公正価値の選択を認めている(米国基準SFAS142と異なるところ)。詳細は藤田敬司(2009)第13章参照。
- 16 Zeff, S.A. (2005) p. 18-27.
- 17 Gilman, S. (1939) Chapter 3 (The New Emphasis on Profits).
- 18 桑原正行(2012)「取得原価主義会計の確立」『体系現代会計学第8巻』も20世紀アメリカ会計学の進展に注目し時価概念や時価償却の必要性などにも簡潔に言及している。
- 19 角谷典幸(2016)は、FASBとIASBによる資産負債観でもなく収益費用観でもないホーリスティック観(全体観)の検討状況を分析している。それによれば、「市場の論理」を優先する公正価値モデルから、価値が市場で直接実現する公正価値と価値が間接的に実現する歴史的原価の「混合測定アプローチ」に向けた提案へ変化する兆しが見られるという。
- 20 郡司健(2016)は、ドイツ語圏では動的会計観から未来志向的会計観への重点移行があり、英

米の現代会計でも取得原価と時価・現在価値を含む混合測定モデルになっている, また IFRS13の FV 測定が会計領域全般に適用されているわけではないと指摘する.

- 21 この種に議論で頻繁に引用される Hicks, J. (1939) は, 所得を「彼が一週間のうちに消費し得て, しかも週末における彼の経済状態が週初におけると同一であることを期待し得る最大額, これである」と定義している (邦訳第14章).
- 22 武田隆三 (2008) は, 減損会計について問題点を3つ指摘している (第50章). ①固定資産の収益性低下を減損の兆候というが, いまや固定資産ではなく, 無形資産を含めた企業全体ではないか. この問題点は, 個別資産ごとではなく, 現金創出グループごとに減損テストを行うことによって回避できる (IAS36-7). ②固定資産は使用資産だが, 売却を通じて投資の回収可能性を反映させる. この問題点は, 非金融資産への FV 測定方法によって回避できる (IFRS13-7) ③相当程度確実な場合に限定している. ③は日本基準特有の問題点である.
- 23 村田英治 (2017) は, 財務会計は「市場の論理」から「企業の論理」に軸足を移しつつあるという. だが現行 IFRS では両者を対峙・牽制させる形で併用する.

参考文献

- 今福愛志 (2018) 「財務報告におけるビジネスモデル問題の意味」『会計』193巻1号.
- 植田敦紀 (2017) 「資産除去費用の資本化に関する考察」『会計』192巻2号.
- 北村敬子編著 (2014) 『財務報告にみる公正価値測定』中央経済社.
- 桑原正行 (2012) 「取得原価主義会計の確立」『体系現代会計学 第8巻 会計と会計学の歴史』(千葉準一, 中野常男責任編集) 中央経済社.
- 税務研究会編 (2017) 『開示と実例の傾向: 29年3月期 有価証券報告書』IFRS 篇.
- 醍醐聡 (2004) 「会計的分配と価値評価」『企業会計』Vol. 56, No. 1.
- 武田隆三 (2008) 『最新財務会計論 第11版』中央経済社.
- 竹島貞治 (2017) 「IASB FASB (2008) 調整表による会計事象の新たな分類法」『会計』第192巻第1号.
- 大日方隆編著 (2012) 『金融危機と会計規制 公正価値測定の誤謬』中央経済社.
- 角ヶ谷典幸 (2016) 「新たな会計 (利益) 観」『産業経理』Vol. 76, No. 3.
- 北村敬子編著 (2014) 『財務報告にみる公正価値測定』中央経済社.
- 郡司健 (2016) 「現代会計観の拡張—混合会計観と公正価値会計観」『会計』2016年3月号.
- 徳賀芳弘 (2010) 「公正価値会計の行方—パラダイム転換の分岐点としての金融負債の公正価値評価」『企業会計』Vol. 62, No. 1, 中央経済社.
- 徳賀芳弘 (2011) 「会計利益モデルと純資産簿価モデル—フロー・ベースからストック・ベースへの転換」『企業会計』2011 Vol. 63, No. 1.
- 藤田敬司 (2005) 『現代資産会計論』中央経済社.

- 藤田敬司 (2009) 『M&Aの会計システム』中央経済社.
- 村田英治 (2017) 「財務会計における経営者の視点」『会計』191巻1号.
- 山田辰巳 (2015) 「IFRSにおける事業モデル」『経理研究58』中央大学経理研究所.
- Arrow, K.J. (1974) *The Limits of Organizations*, 村上泰亮訳 (2017) 『組織の限界』筑摩書房.
- Coarse, R. H. (1988). *The Firm, The Market, and The Law*, 宮沢健一ほか訳 (1998) 『企業・市場・法』東洋経済新報社.
- Detzen, D. (2016) "From compromise to concept? —a view of 'other comprehensive income'" *Accounting and Business Research*, Vol. 46, No. 7, 760–783.
- Evans, T. (2003) *Accounting Theory: Contemporary Accounting Issues*, Thompson South-Western.
- Gilman, S. (1939) *Accounting Concepts of Profit* The Ronald Press Company, 片野一郎監訳 (1972) 『ギルマン会計学 上巻, 中巻, 下巻』, 同文館出版.
- Hart, O. (1995) *Firms Contracts and Financial Structure*, Oxford University Press.
- Hicks, J. (1939) *Value and Capital* 『価値と資本』(安井琢磨, 熊谷尚夫訳) 岩波文庫.
- JWG (2000) *Financial Instruments and Similar Items*. 日本公認会計士協会訳 (2001) 『金融商品および類似項目』.
- Kothari, S. R. & Lester, R. (2012) "The Role of Accounting in the Financial Crisis: Lesson for the Future", *Accounting Horizons*, Vol. 26, No. 2, AAA.
- May, G. O. (1943, Reprinted 1972) *Financial Accounting A Distillation of Experience*, Scholars Book Co. 木村重義訳 (1970) 『財務会計—経験の蒸留』同文館.
- Paton, W. A. & A. G. Littleton (1940, Reprinted 1957) *An Introduction to Corporate Accounting Standards* AAA 中島省吾訳 (1959) 『会社会計基準序説』森山書店.
- Penman, S. (2011) *Accounting for Value*, Columbia Business School.
- Zeff, S. A. (2002) "Political Lobbying on Proposed Standards: A Challenge to the IASB" *Accounting Horizons*. Vol. 16 No.1 (March 2002).

The Accounting Policy of Japanese Firms in Light of the International Financial Reporting Standards

FUJITA Takashi*

Abstract

The question of how well cost and value are reflected in account-books and financial reports is the central issue for accounting generally, and is the central issue of accounting policy for the non-financial business firms in Japan that are attempting to conform with the International Financial Reporting Standards (IFRS).

This paper reviews the annual reports of 119 Japanese firms for the business year 2016, and uncovers the following remarkable facts.

1) The IFRS13 stipulates that the fair value measurement shall be applied to the non-financial assets. However, the accounting standard IAS2 for inventories and IA16 for fixed assets allow to choose the cost models. Therefore, all the 119 firms applied not value-models, but cost-models, except for one case applying the fair value model to investment property. This fact could be understood as reasonable when we consider the limited availability of reliable market information.

2) For financial assets, the IFRS, in principle, requires fair value measurement through profit or loss (FVTPL). However, each of the 119 firms instead have chosen one of two alternatives to this. Some 70% of the firms have adopted “fair value through other comprehensive income” (FVTOCI) in avoidance of direct entry of unrealized gains or losses to net profit, and the others have adopted the amortized cost method.

3) The newly erected impairment method stipulated by IFRS9 must be applied from the business year beginning from January 2018. Under that method, the firms will be obliged to face two issues. The first one is recognition of Expected Credit Loss (ECL) which is required for the financial assets now accounted under the amortized cost method. The second one is non-recycling of realized gains and losses from Operating Companies Income (OCI) into net profits or losses. In any case, with regard to points 1) and 2), a shift from historical cost methods to future-looking valuation is indispensable for compliance with

* Correspondence to: FUJITA Takashi
Visiting Researcher the Institute of Social Systems Ritsumeikan University
1-1-1 Noji Higashi, Kusatsu, Shiga, 525-8577 Japan
E-mail: tafuji@gst.ritsumei.ac.jp

International Financial Reporting Standards.

Keywords

Fair value measurement standard IFRS13, Financial instrument standard IFRS9, Cost model, Value model, Impairment, Value in use, Exchange value